

「三位一体改革」の 成果と課題

経済産業研究所コンサルティングフェロー
土居 丈朗

(財務省・慶應義塾大学)

1. 地方財政の制度と現状

- 地方自治体の主な歳入

地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債

中央集権的

- 「三位一体の改革」

地方税、地方交付税、国庫支出金

2. 税源移譲でなく課税権移譲

■ 税源移譲

国税減税 = 地方税増税

税収のゼロサム・ゲーム

累増する債務の下で、増税しないのか？

■ 課税権移譲

現行の地方税法 = ポジティブ・リスト

自治体の課税自主権に制限

分権時代にふさわしい地方税

- 独自課税の動き — 望ましいはずが
ホテル税、遊漁税... **租税輸出**
他地域の住民に負担を転嫁
応益課税に反する
- 分権的な自治体にふさわしい税目
住民税の均等割、**固定資産税**
地方消費税
- 自治体の法人課税 基本的に必要ない

3. 借り手意識を生まない地方債

■ 地方債許可制度

総務省が発行額だけでなく、貸し手も決定
借りるための財政健全化努力不要

■ 地方債の引受資金

財政資金 6割、民間金融機関 3割、市場 1割
財政資金の方が、長期・低利

■ 財政資金の割当 総務省が決定

財政力の弱い自治体 = **自力返済が困難な自治体**

4. 地方債の改革

■ 新たな取り組み

≡市場公募債、2テーブル方式
地方債の「国による暗黙の保障」

財政状況に応じて差異を付ける発行条件
を認めないことが、諸悪の根源

■ 未完の地方債改革

「≡」位一体ではなく「四」位一体

4. 地方債の改革 (2)

- 単独で市場公募発行できる自治体
原則として自由に発行
自治体の財政状況に応じて発行条件に差異
- 単独では市場で公募発行できない自治体
地域ごとに共同発行
公営企業金融公庫を発展的解消し 共同発行体とする
発行条件に差異を付けて地域間競争

5. 地方交付税の問題点

■ 交付税の算定方法

差額補填方式

「基準財政需要額 - 基準財政収入額」に応じて交付

■ 算定方式の問題点

基準財政需要額が減ると交付税が減る

基準財政収入額が増えたと交付税が減る

歳出削減や税収増加の努力を怠る

6. 公債費まで手当てする交付税

- 基準財政需要額

地方債の元利償還費 (一部) が算入

公債費増 基準財政需要額増 交付税増

- 公債費の交付税措置

地方債の元利償還負担を国税に転嫁

モラル・ハザード

予算制約のソフト化 (soft budget)

公債費の交付税措置の清算

■ 公債費の交付税措置の廃止

交付税措置を当てにしている自治体に打撃
そもそも、措置された分は国税で負担

■ 既存の交付税措置された元利償還費

1. 国が (相当分の) 地方債を引き取る
2. 差額補填方式によらず、地方債処理補給金を給付

公債費の交付税措置を新規に認めない！

7. 「三位一体の改革」の評価

- 「三位一体の改革」の成果
 1. 地方交付税への依存を低下
財源保障機能を全般的に見直して縮小
 2. 公債費の交付税措置の見直し
 3. 課税自主権の拡大
 4. 国庫支出金の改革
 5. 市町村合併

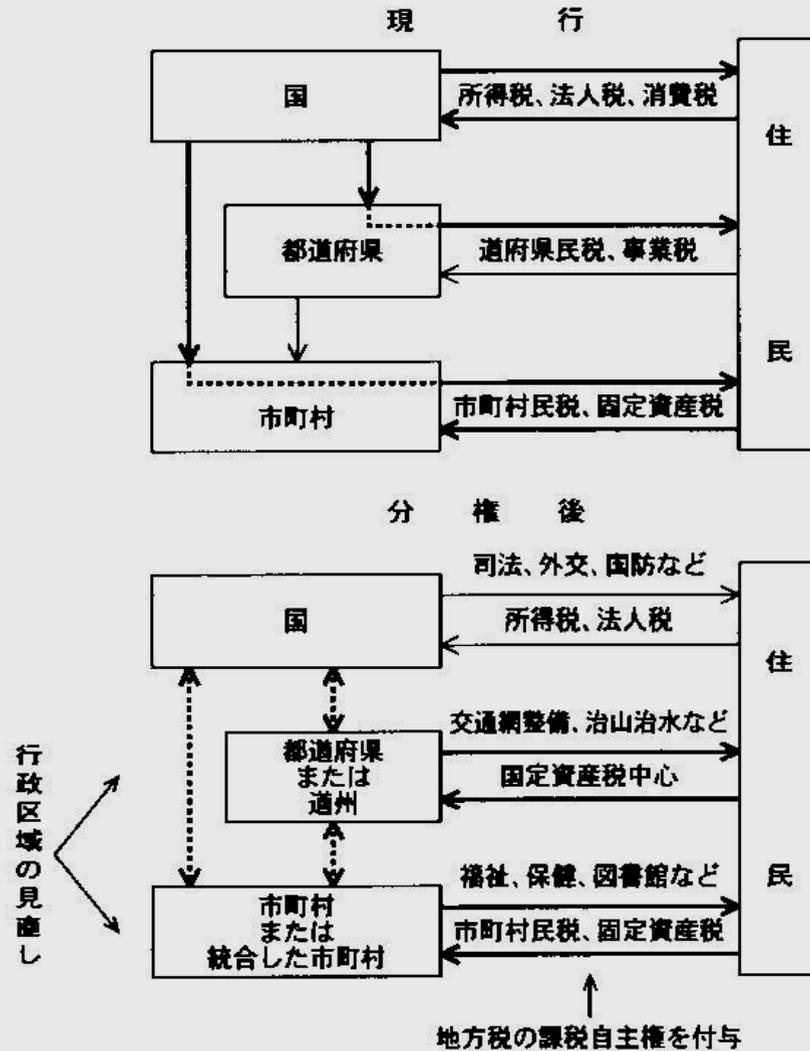
7. 「三位一体の改革」の評価 (2)

- 「三位一体の改革」で残された課題
 1. 「三位一体ではなく四位一体
地方債をも含めて改革を
 2. 「税源移譲」に捉われ過ぎている
 3. 地方交付税の改革をどうするか？

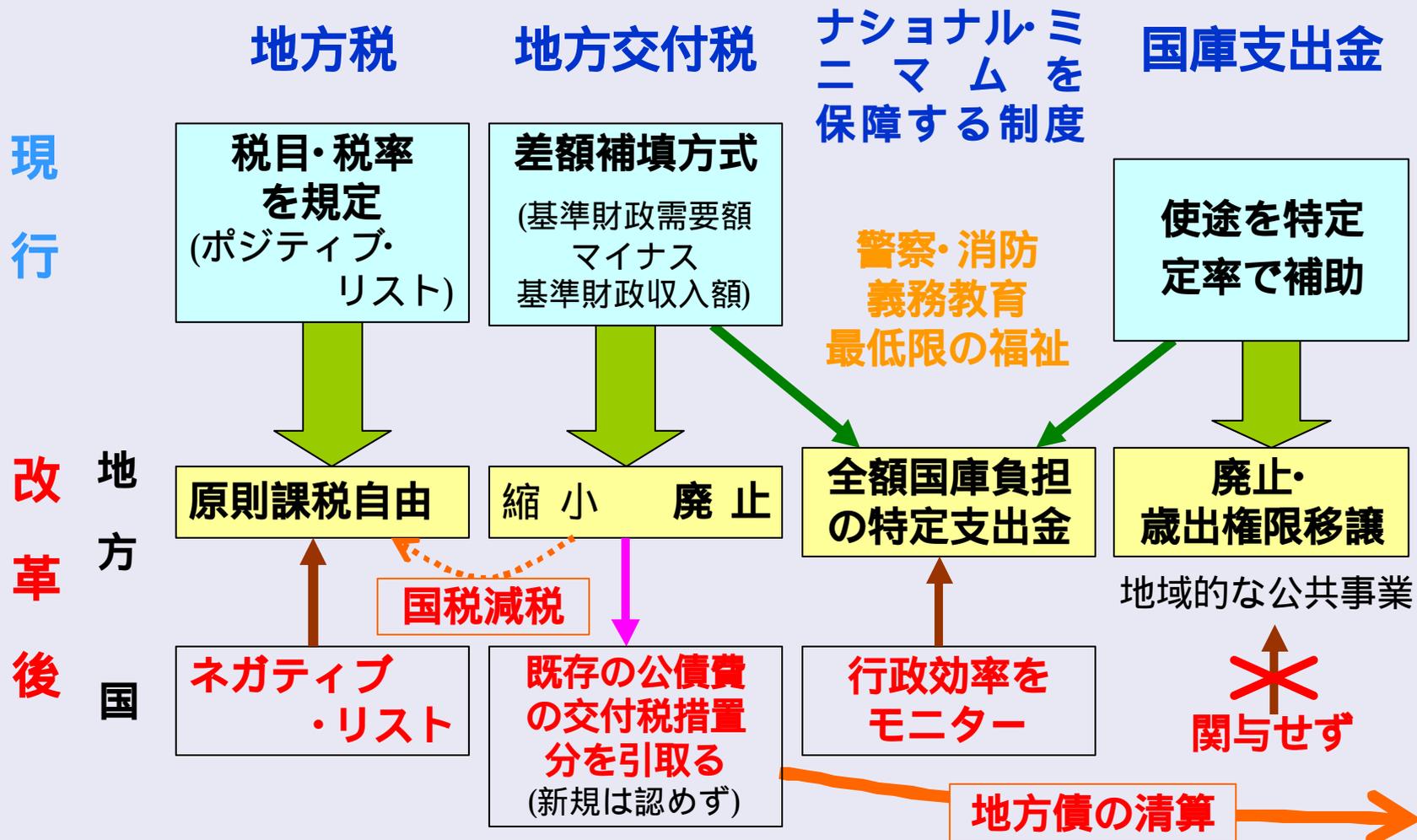
8 .地方分権のあり方

1. 便益のスピルオーバーをなくす行政区域再編
2. 特定定率補助金 (国庫支出金)の廃止
3. 地方交付税の廃止と課税自主権の移譲
4. 地方債の自由化

図4 国と地方の財源配分



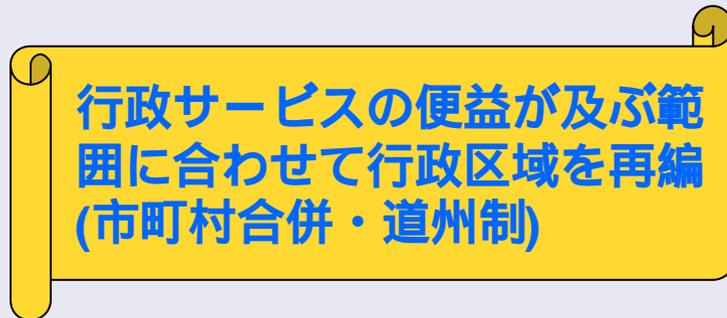
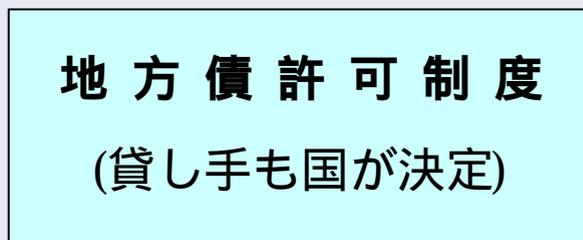
「三位一体の改革」の工程



「三位一体の改革」の工程 (2)

地方債

現
行



改
革
後

地
方
国

